

## 牛海綿状脳症（BSE）罹患牛の確認と 厚生労働省における対応について

厚生労働省食品保健部

### 1 経緯

- (1) 9月10日：千葉県白井市の酪農家で飼育されていた乳用牛1頭について、独立行政法人動物衛生研究所での検査の結果、牛海綿状脳症の疑いがある旨が農林水産省より公表。
- (2) 21日：英国獣医研究所の確定診断結果判明（陽性）。

### 2 厚生労働省のこれまでの対応について

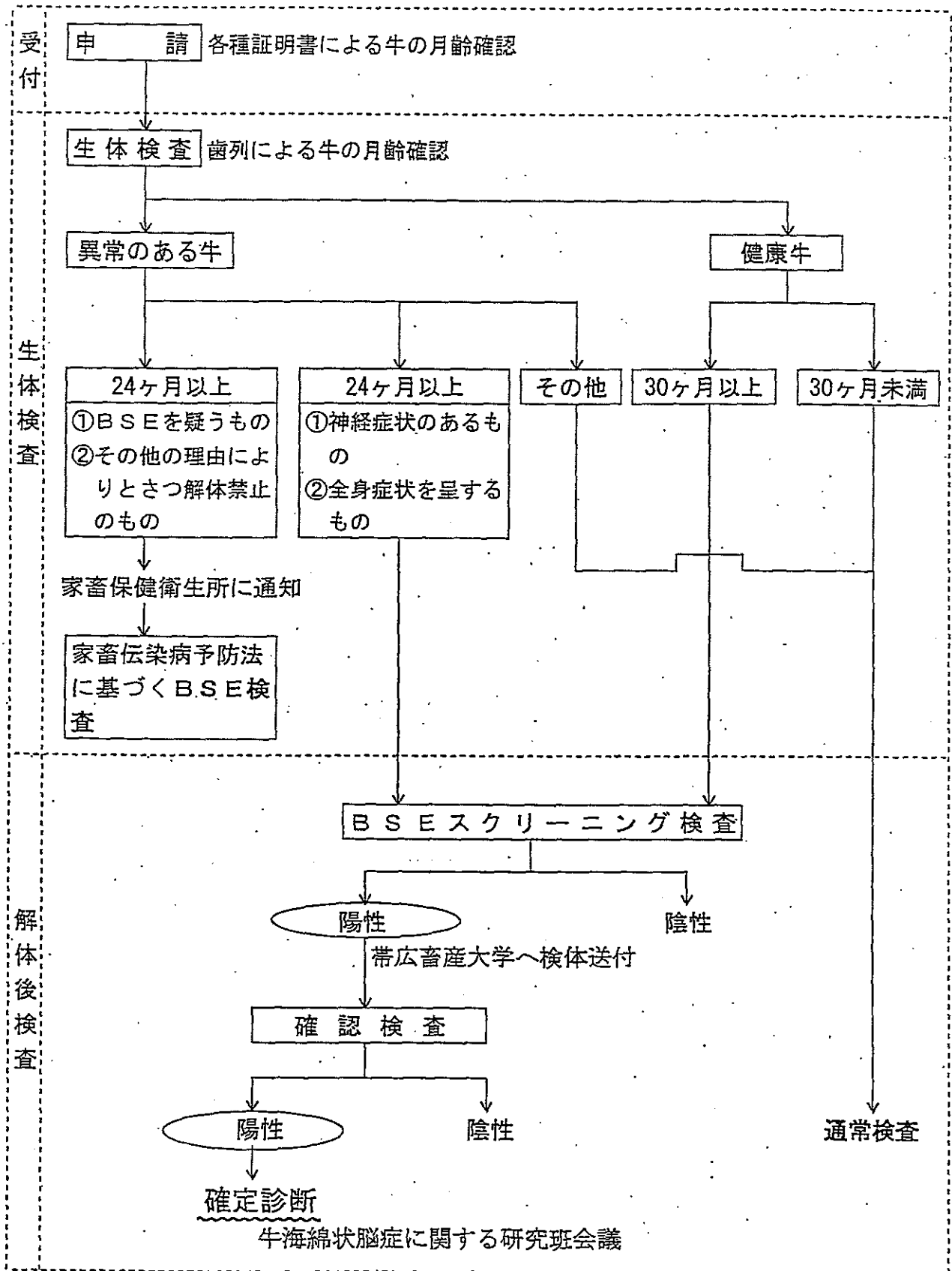
今回の事例を受け、厚生労働省では、食肉の安全確保に万全を期すとともに、国民の不安を解消するため、次の措置を実施。

- (1) 10日：確定診断までの間、当該牛の千葉の農場の食肉等の販売中止を千葉県に指示。
- (2) 11日：厚生科学特別研究事業「牛海綿状脳症に関する研究」研究班（以下「研究班」という。）会議及び「牛海綿状脳症に係る食肉安全対策本部」を設置・開催。
- (3) 12日：都道府県等に対して通知を発出し、現在実施しているサーベイランスの徹底を要請。
- (4) 19日：第2回研究班会議を開催するとともに、第2回対策本部を開催し、緊急対策として、牛海綿状脳症に係る監視体制を3（1）のとおり強化することを決定。
- (5) 27日：①都道府県等の担当課長会議を開催。  
②と畜場の使用の一時的制限について、都道府県等を通じてと畜場管理者等に要請。  
③生後12ヶ月以上の牛の頭蓋（舌、頬肉を除く。）及び脊髄並びにすべての牛の回腸遠位部（盲腸の接続部分から2メートル以上）を除去し焼却するよう都道府県等を通じて関係営業者に対し指導。

### 3 今後の対応について

- (1) 全国の食肉衛生検査所（117ヶ所）にスクリーニング検査を導入するとともに、スクリーニング検査で疑いのあるケースについては、研究班において確定診断を行う。  
「対象牛」
  - (ア) 24ヶ月齢以上の牛のうち、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を示すもの全頭
  - (イ) 神経症状が疑われない場合であっても、30ヶ月齢以上の牛については全頭
- (2) スクリーニング検査の導入等監視体制強化のため、都道府県等職員の研修を10月2日より10日間にわたって開催する。
- (3) 今後、定期的に検査結果を公表するとともに、厚生労働省ホームページ等も活用しながら、牛海綿状脳症についての正確な情報を迅速に提供する。

牛海綿状脳症検査フローチャート

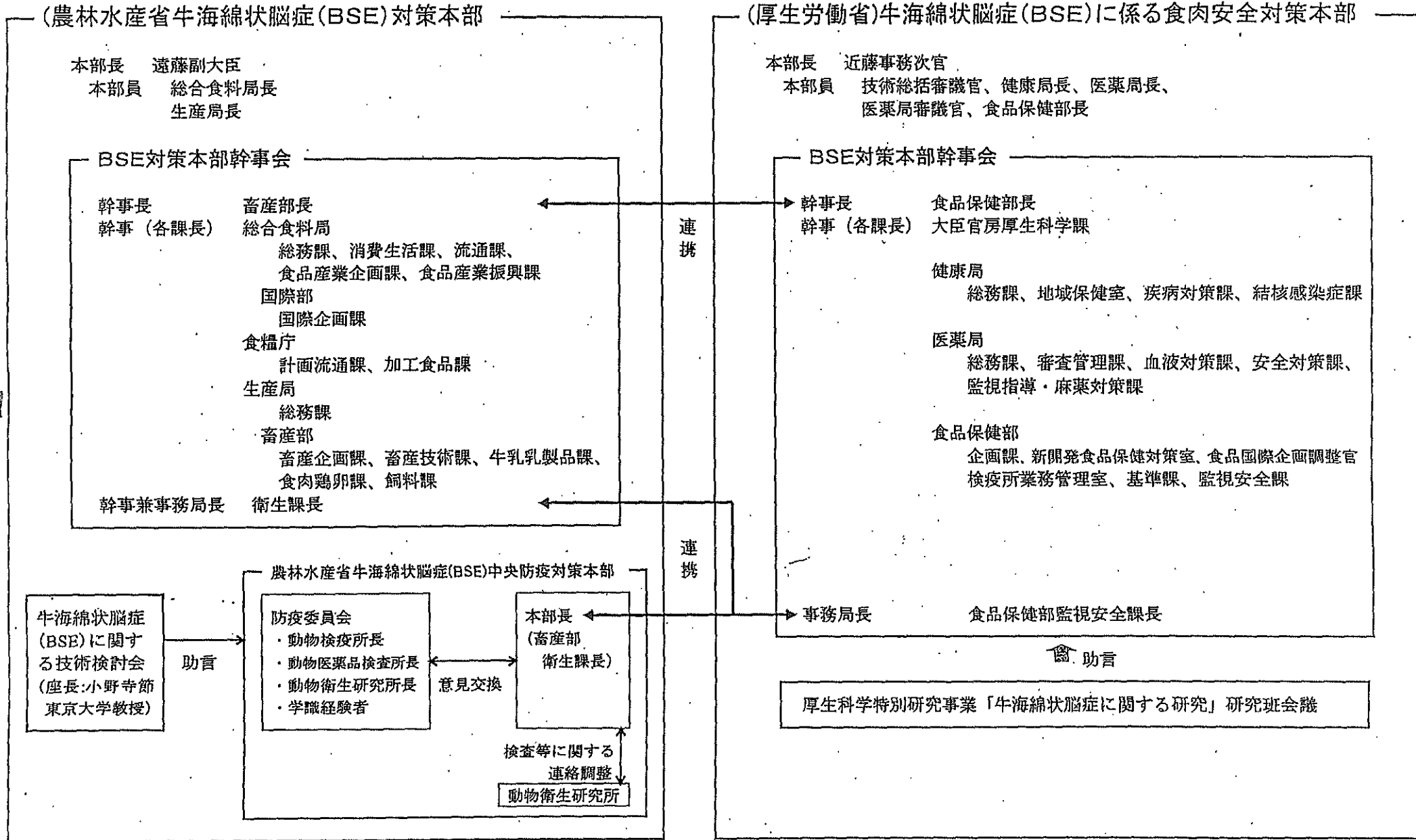


## これまでのわが国の牛海綿状脳症（狂牛病）対策について

- 1 牛海綿状脳症（BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy）は、伝染性海綿状脳症（TSE:Transmissible Spongiform Encephalopathy）の一つで、牛の慢性かつ致死性の中樞神経系の疾病とされ、1986年に英国で発見されて以来、欧州諸国を中心に発生が報告されている。
- 2 1996年以降、新種のクロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD:variant Creutzfeldt Jakob Disease）の患者分布との類似性、動物試験結果等からヒトへの伝達の可能性が指摘されているが、現在までに伝達性が直接的に確認されていない。
- 3 1996年3月以降、BSE高発生国である英国からの牛肉等（牛肉、牛内臓及びこれらの加工品）の輸入自粛を指導するとともに、BSE低発生国についても、健康牛であっても、脳、脊髄等の危険性の高い部位が輸入されないことが重要との認識で、危険部位の輸入自粛等を行政指導により対応してきた。
- 4 さらに、2000年12月には、農林水産省が、狂牛病の我が国への侵入防止に万全を期すため、EU諸国等からの牛肉等の輸入の停止措置（2001年1月1日実施）を決定したことを受け、厚生労働省としても、この措置の周知を図るとともに、この措置に含まれない骨を原材料とする食品について、緊急措置としてEU諸国からの輸入自粛を指導してきた。
- 5 このように、これまでは緊急的に行政指導による措置を行ってきたが、欧州における狂牛病発生が続き、国民の食生活への不安が高まっている中で、BSEの我が国への侵入防止策をより確実なものとする必要があると判断し、特定疾病にかかった疑いのある獣畜の肉等の販売等を禁止する食品衛生法第5条に基づき、本年2月15日、同法施行規則を改正し、特定疾病として伝染性海綿状脳症を追加し、伝染性海綿状脳症にかかった疑いがある獣畜の肉等の輸入を法的に禁止した。
- 6 また、医薬品、医療用具、医薬部外品及び化粧品については、1996年4月以降、英国産のウシ等由来原料の使用を狂牛病発生群と関係ないウシ等に由来するものに限定した。2000年12月に、EU諸国を含む狂牛病発生国、リスクの高い国のウシ等に由来する原料の使用を禁止するとともに、国にかかわらず危険性の高い部位について原料としての使用を禁止した。なお、輸血によりヒトがvCJDを発症した事例は世界的にも報告されていないが、予防的な措置として英国等欧州7カ国に1980年から現在までの期間中に通算6か月以上滞在した者からの献血については、本年3月31日より見合わせている。

- 7 一方、国内対策としては、平成8年にと畜場法施行規則を改正し、検査の対象となる疾病に伝染性海綿状脳症を加え、と畜場において牛海綿状脳症の罹患の有無を生体検査により診断しているところである。
- 8 本年5月より、欧州等における牛海綿状脳症の多発等も踏まえ、より精密なサーベイランスデータが国際的にも必要となっていることから、わが国における伝染性海綿状脳症の発生又は非発生を確実に把握するため、精密検査によるサーベイランスを開始したところである。

# 農林水産省及び厚生労働省の牛海綿状脳症（BSE）対策本部組織図



57

厚生科学特別研究事業「牛海綿状脳症に関する研究」研究班会議

世界における牛海綿状脳症(BSE)の国別及び年次別発症頭数

(平成13年9月24日現在)

|           | 1996年以前 |      | 1997年 |     | 1998年 |  | 1999年 |     | 2000年 |  | 2001年 |  | 計       | 備 考               |
|-----------|---------|------|-------|-----|-------|--|-------|-----|-------|--|-------|--|---------|-------------------|
| 英国        | 169,471 |      | 4,393 |     | 3,235 |  | 2,301 |     | 1,537 |  | 318   |  | 181,255 | 2001年6月30日現在      |
| アイルランド    | 188     | (12) | 80    |     | 83    |  | 91    |     | 149   |  | 56    |  | 647     | (12) 2001年6月14日現在 |
| ポルトガル     | 61      | (6)  | 30    |     | 106   |  | 170   |     | 163   |  | 72    |  | 602     | (6) 2001年7月31日現在  |
| スイス       | 231     |      | 38    |     | 14    |  | 50    |     | 33    |  | 24    |  | 390     | 2001年8月31日現在      |
| フランス      | 25      |      | 6     |     | 18    |  | 31    | (1) | 161   |  | 103   |  | 344     | (1) 2001年6月30日現在  |
| ベルギー      | 0       |      | 1     |     | 6     |  | 3     |     | 9     |  | 25    |  | 44      | 2001年9月18日現在      |
| ドイツ       | 4       | (4)  | 2     | (2) | 0     |  | 0     |     | 7     |  | 99    |  | 112     | (6) 2001年9月19日現在  |
| オランダ      | 0       |      | 2     |     | 2     |  | 2     |     | 2     |  | 11    |  | 19      | 2001年7月31日現在      |
| リヒテンシュタイン | 0       |      | 0     |     | 2     |  | —     |     | —     |  | —     |  | 2       | 1998年9月30日最終発生    |
| デンマーク     | 1       | (1)  | 0     |     | 0     |  | 0     |     | 1     |  | 3     |  | 5       | (1) 2001年8月30日現在  |
| ルクセンブルグ   | 0       |      | 1     |     | 0     |  | 0     |     | 0     |  | 0     |  | 1       | 2001年8月31日現在      |
| スペイン      | 0       |      | 0     |     | 0     |  | 0     |     | 2     |  | 64    |  | 66      | 2001年9月24日現在      |
| イタリア      | 1       | (1)  | 0     |     | 0     |  | 0     |     | 0     |  | 26    |  | 27      | (1) 2001年9月11日現在  |
| チェコ       | 0       |      | 0     |     | 0     |  | 0     |     | 0     |  | 2     |  | 2       | 2001年8月24日現在      |
| ギリシャ      | 0       |      | 0     |     | 0     |  | 0     |     | 0     |  | 1     |  | 1       | 2001年6月29日現在      |
| 日本        | 0       |      | 0     |     | 0     |  | 0     |     | 0     |  | 1     |  | 1       | 2001年9月22日現在      |
| 計         | 169,982 | (24) | 4,553 | (2) | 3,466 |  | 2,648 | (1) | 2,064 |  | 805   |  | 183,518 | (27) 2001年6月30日現在 |

183,518

注1 : ( )内の数字は、輸入された牛が発症した頭数である。(再掲)

注2 : 「 — 」は、報告なし。

(国際獣疫事務局作成資料参考)

(EU諸国: スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ドイツ、イギリス、アイルランド、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、フランス、オーストリア、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ)